

令和3年 第18回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年10月11日（月）

午前10時00分から

場 所：八千代市役所4階第2委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第18回 八千代市選挙管理委員会

1	開会時刻	午前10時00分	
2	開催場所	八千代市役所4階第2委員会室	
3	出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
		委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4	出席書記	局長 高宮修	次長 笠川浩伸
		主査 澁谷悠太	
5	会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて</p> <p>第2号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第3号 投票所の決定について</p> <p>第4号 期日前投票所の決定について</p> <p>第5号 期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について</p> <p>第6号 在外選挙における期日前投票所の指定について</p> <p>第7号 開票の場所及び日時の決定について</p> <p>第8号 最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について</p> <p>第9号 ポスター掲示場の設置場所の決定について</p> <p>第10号 最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について</p> <p>第11号 選挙管理委員会委員長の執務場所について</p> <p>第12号 開票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>第13号 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について（小選挙区）</p> <p>第14号 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について（比例代表）</p> <p>第15号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について</p> <p>第16号 国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について</p> <p>第17号 専決処分の承認を求めることについて（登録の移替えの延期を定めることについて）</p> <p>協議事項</p> <p>第1号 投票日当日における選挙管理委員の待機場所について</p>	
6	閉会時刻	午前11時30分	
7	公開又は非公開	公開	
8	傍聴人数	0名	

発言者	発言要旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第18回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、木村委員を指名します。</p> <p>それでは、議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者及び同条第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転をする者を、次のとおり定める。 令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、公職選挙法第30条の4第1項の規定による在外選挙人名簿への登録資格につきましては、年齢満18歳以上の日本国民で、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有するものとされております。</p> <p>つきましては、申請者の登録資格について調査し、本籍地の市町村に確認したところ、在外選挙人名簿に登録される資格を有するものと認められますので、議案のとおり2名の方を登録するものです。</p> <p>次に、同条第2項の規定による在外選挙人名簿への登録移転資格につきましては、年齢満18歳以上の日本国民で、最終住所地の選挙人名簿に登録されている者のうち、国外に住所を有するものとされております。</p> <p>つきましては、申請者の被登録移転資格について調査したところ、本市の選挙人名簿に登録されており、また、住所確認システムを通じ、外務大臣に意見を求めたところ、国外に住所を有するものと認められましたので、議案のと</p>

発言者	発言要旨
	<p>おり 1 名の登録の移転をするものです。 これから、登録申請書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第 1 号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第 1 号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第 2 号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第 2 号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 第 2 号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和 3 年 10 月 11 日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 30 条の 11 第 2 号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4 か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。</p> <p>つきましては、議案の 2 名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。</p> <p>なお、令和 3 年第 17 回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に、議案第 1 号の登録及び登録移転する者 3 名を加え、そこからこの抹消する者 2 名を除いた</p>

発言者	発言要旨
	<p>登録者数は、男 75 名、女 88 名、計 163 名となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第 2 号「在外選挙人名簿から抹消することについて」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第 2 号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 3 号「投票所の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第 3 号「投票所の決定について」令和 3 年 10 月 31 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所を次のとおり定める。</p> <p>令和 3 年 10 月 11 日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 39 条の規定により、投票所は市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けることとされております。</p> <p>つきましては、別紙のとおり 38 か所として定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は選挙期日の公示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第 3 号「投票所の決定について」質疑を行います。</p>

発言者	発言要旨
	質疑ございませんか。
各委員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第3号「投票所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第4号「期日前投票所の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第4号「期日前投票所の決定について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第39条の規定により、期日前投票所は、選挙期日の公示日翌日から選挙期日の前日までの間、市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けることとされています。</p> <p>つきましては、市役所のほか、3か所の商業施設に設置し、設置期間を市役所は、選挙の期日の公示日の翌日（10月20日）から選挙期日の前日（10月30日）までとし、3か所の商業施設については、10月24日（日）から10月30日（土）までの7日間とするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の公示日に告示をすることとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号「期日前投票所の決定について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
各委員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより，議案第4号「期日前投票所の決定について」採決いたします。 本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって，本案は原案のとおり可決されました。 次に，議案第5号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」を議題とします。事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第5号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書きの規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻を，次のとおり定める。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下，内容について説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により，期日前投票所の数が二以上である場合は，いずれか一以上の期日前投票所を午前8時30分から午後8時まで開き，その他の期日前投票所については，2時間以内の範囲内において開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げできることとなっております。</p> <p>つきましては，市役所を午前8時30分から午後8時までとし，3か所の商業施設は，開く時間を1時間30分繰り下げ，午前10時から午後8時までとするものです。</p> <p>なお，本件は，選挙期日の公示日に告示することとなります。</p> <p>以上，ご審議の程，お願いいたします。</p>

発言者	発言要旨
周郷委員長	<p>これより、議案第5号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第5号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号「在外選挙における期日前投票所の指定について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第6号「在外選挙における期日前投票所の指定について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定による期日前投票所を、次のとおり指定する。 令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人が、選挙期間中に一時的に帰国している場合や、既に帰国しているが引き続き3か月以上国内に住所を有せず、在外選挙人名簿に登録されている場合の期日前投票については、公職選挙法第49条の2第4項の規定により、選挙管理委員会が指定した期日前投票所において、投票することとなっております。</p> <p>つきましては、「八千代市役所別館2階第1会議室」を在外選挙の期日前投票所に指定するものです。</p> <p>また、本件は、選挙期日の公示日に告示することとなります。</p>

発言者	発言要旨
	<p>なお、参考といたしまして、在外選挙人の選挙当日における投票所は、「指定在外選挙投票区」として、平成11年5月31日に「市役所新館ロビー」を投票所とする第13投票区を既に指定し、告示しておりますので、新たに指定し、告示する必要がないことを申し添えます。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第6号「在外選挙における期日前投票所の指定について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第6号「在外選挙における期日前投票所の指定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第7号「開票の場所及び日時の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第7号「開票の場所及び日時の決定について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時を次のとおり定める。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第63条の規定により、開票所は市役所又は選挙管理委員会の指定した場所に設けることとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、開票の場所を「八千代市市民体育館」とし、日時について、10月31日の午後9時15分からとするものです。</p>

発言者	発言要旨
	<p>なお、本件は、選挙期日の公示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第7号「開票の場所及び日時の決定について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第7号「開票の場所及び日時の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第8号「最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第8号「最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について」令和3年10月31日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査の開票は、令和3年10月31日午後9時15分から行う。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>最高裁判所裁判官国民審査法第20条の規定により、国民審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員選挙の開票所において行うとされておりますが、日時については別途定める必要がございます。</p> <p>つきましては、議案のとおり、10月31日の午後9時15分からとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の公示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>

発言者	発言要旨
周郷委員長	<p>これより、議案第8号「最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について」質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第8号「最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について」を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第9号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第9号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定するポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。 令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>衆議院小選挙区選出議員選挙においては、公職選挙法第144条の2第1項の規定により、ポスター掲示場を設けなければならないとされており、この掲示場の設置数については、同法施行令第111条の規定において、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及びその面積に応じて算出することとなっております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、278か所に設置したいとするものです。</p> <p>また、掲示場を設置したときは、設置場所を告示するものとされております。</p> <p>なお、5月に執行した八千代市長選挙の際には、総数が277か所でしたが、第28投票区の選挙人名簿</p>

発言者	発言要旨
	<p>登録者数が、基準日（選挙期日の公示日の前々回の定時登録時である6月）において5,000人を超え、1か所追加する必要が生じたため、村上グラウンドを追加しております。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第9号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第9号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第10号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第10号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について」令和3年10月31日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査における最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第20条に規定する審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>最高裁判所裁判官国民審査法第52条の規定により、選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名等を掲示しなければならないとされており、同法施行令第20条の規</p>

発言者	発言要旨
	<p>定では「裁判官の氏名等の掲示は、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、一投票区につき一か所以上に掲示しなければならない」とされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、38か所に設置したいとするものです。</p> <p>なお、本件は、審査の期日前12日までに告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第10号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第10号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について」を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第11号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第11号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における本職の執務場所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>不在者投票におきまして、委員長が不在者投票管理者と</p>

発言者	発言要旨
	<p>なるべきものがございますので、あらかじめ執務場所を定めておくものでございます。</p> <p>つきましては、選挙期間中の委員長の執務場所を市選挙管理委員会といたしたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の公示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第11号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第11号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第12号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたしますが、当該議案のうち「開票管理者の選任について」は、私に関係することになります。</p> <p>この場合、地方自治法第189条第2項の規定により、自己の一身上に関する事件等については、その議事に参与することができないこととなっておりますので、議案第12号のうち「開票管理者の選任」に限り、議長を委員長職務代理者の廣川委員にお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、廣川委員を議長としてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。

発言者	発 言 要 旨
	<p>よって、廣川委員を議長と決定しました。それでは廣川委員に議長をお願いいたします。</p>
廣川委員	<p>(廣川委員，議長席に着席) それでは，議長として議事進行をさせていただきます。 議案第12号のうち「開票管理者の選任について」を議題といたします。周郷委員長は，一旦，退席願います。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第12号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下，内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第61条の規定により，開票管理者は，当該選挙の選挙権を有する者の中から，選挙管理委員会が選任した者をもって充てるとされております。</p> <p>つきましては，議案のとおり「周郷委員長」を開票管理者に選任したいとするものです。</p> <p>また，本件は，選挙期日の公示日に告示することとなります。</p> <p>なお，国民審査に係る開票管理者は，最高裁判所裁判官国民審査法第19条第1項の規定により，衆議院小選挙区選挙における開票管理者が，審査の開票に関する事務を担当することになります。</p> <p>以上，ご審議の程，お願いいたします。</p>
廣川委員	<p>これより，議案第12号のうち「開票管理者の選任について」質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
廣川委員	<p>質疑なしと認めます。 これより，議案第12号のうち「開票管理者の選任について」採決いたします。</p>

発言者	発言要旨
	<p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
廣川委員	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、議案第12号のうち「開票管理者の選任」に関する議事は終了しましたので、議長の職を辞させていただきます。 (周郷委員長着席)</p>
周郷委員長	<p>廣川委員ありがとうございました。 次に、議案第12号のうち「開票管理者の職務代理者を選任することについて」を議題といたします。本件は廣川委員に関係することとなりますので、廣川委員は、一旦、退席願います。 事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案は、先程の開票管理者の選任と同様になります。 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法施行令第67条第1項の規定により、開票管理者に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないとされております。 つきましては、議案のとおり、委員長職務代理者である「廣川委員」を開票管理者の職務代理者に選任したいとするものです。 また、本件も選挙期日の公示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第12号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p>

発言者	発言要旨
	<p>これより、議案第12号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>(廣川委員着席)</p>
周郷委員長	<p>続きまして、議案第13号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について(小選挙区)」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第13号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定める。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>開票立会人につきましては、公職選挙法第62条第2項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えないときは、その者が開票立会人となりますが、10人を超えるときは、くじで定めた者10人をもって開票立会人とするものでございます。</p> <p>ただし、この規定にかかわらず、同条第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者の中に、同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上いるときは、2人をくじで定め、それ以外の者は開票立会人となることはできないとされております。</p> <p>さらに、同条第5項の規定により、これらのくじにより開票立会人が定まった後、同一政党その他の政治団体に属する候補者の変更等によって、同一の政党等に所属する者が3人以上となったときは、改めてくじで定めた者2人以</p>

発言者	発言要旨
	<p>外の者は、その職を失うものとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、これらのくじを行うべき場所及び日時を定めたいとするものです。</p> <p>また、本件は、選挙期日の公示日に告示をすることとなります。</p> <p>なお、衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人として選任された者は、最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定により、国民審査における開票立会人にも兼ねることとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第13号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第13号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について（小選挙区）」を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第14号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について（比例代表）」を議題いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第14号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について」令和3年10月31日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定める。</p> <p>令和3年10月11日提出</p> <p>八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p>

発言者	発言要旨
	<p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>衆議院比例代表選出議員選挙の開票立会人につきましては、先ほどの議案第13号における開票立会人と同様、開票立会人として届出のあった者が10人を超えないときは、その者が開票立会人となりますが、10人を超えるときは、くじで定めた者10人が開票立会人となるものでございます。</p> <p>つきましては、議案のとおり、くじを行うべき場所及び日時を定めたいとするものです。</p> <p>また、本件は、選挙期日の公示日に告示をすることとなります。</p> <p>なお、補足といたしまして、公職の候補者や衆議院名簿届出政党等が届け出ることができる開票立会人は、公職選挙法第62条第1項の規定により、1人と定められておりますので、当該選挙における開票立会人は、同一の政党等から2人以上届出されることはないため、先ほどの議案第13号における小選挙区と異なり、同条第4項又は第5項の規定の適用はございません。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第14号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第14号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について（比例代表）」を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第15号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題</p>

発言者	発言要旨
	といたします。事務局より説明願います。
局長	<p>議案第15号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による候補者の氏名及び候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第175条第3項の規定により、投票記載台に掲示する候補者の氏名及び候補者届出政党の名称の掲示の順序は、選挙期日の公示日の立候補の届出等をすべき時間が経過した後に行うくじで定めることとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、くじを行う日時を令和3年10月19日午後6時00分とし、場所を八千代市役所新館6階第4会議室とするものです。</p> <p>また、本件は、選挙期日の公示日に告示することとなります。</p> <p>なお、比例代表選出議員選挙につきましては、千葉県選挙管理委員会がくじで定めることとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしく願います。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第15号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第15号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
各委員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第16号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第16号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、選挙期日の公示の日の5日前とする。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>特定国外派遣組織に属する隊員の投票につきましては、まずは、その隊員が、所属する派遣組織の長に対し、国外不在者投票を行う旨の申出を行い、その申出を受けた派遣組織の長によって、選挙管理委員会に投票用紙等の請求がなされます。その後、請求を受けた選挙管理委員会が、不在者投票事由に該当すると当該隊員を認めた場合には、投票用紙等を交付することになりますが、公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により、その請求を受けた日が公示日前である場合には、選挙管理委員会が定める日以後直ちに投票用紙等を交付しなければならないとされており、</p> <p>つきましては、この選挙管理委員会が定める日について、千葉県選挙管理委員会の通知では告示日の2日以上前が好ましいとされていること、また、投票用紙等は郵送により交付することとなるため、特定国外派遣隊員の投票の機会を可能な限り確保する観点からも、議案のとおり、交付の開始日を選挙期日の公示日5日前にいたしたいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>

発言者	発言要旨
周郷委員長	<p>これより、議案第16号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第16号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第17号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第17号「専決処分の承認を求めることについて」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に係る公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定による本市の選挙人名簿の登録の移替えの期間延期について、次のとおり専決処分したので承認を求める。</p> <p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷 文雄</p> <p>登録の移替えの延期を定めることについて 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。</p> <p>令和3年10月7日専決 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷 文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p>

発言者	発言要旨
	<p>公職選挙法施行令第17条では、選挙人名簿に登録されている者が、市内の他の投票区に住所を移したことを知ったときには、登録の移替えを行うこととされておりますが、同条ただし書きの規定による期間内にあつては、その選挙の期日までの期間、登録の移替えを選挙の期日後に延期できることとなっております。</p> <p>つきましては、議案のとおり登録の移替えを延期したいとするものです。</p> <p>なお、本件は、直ちに告示をすることとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第17号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第17号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、協議事項第1号「投票日当日における選挙管理委員の待機場所について」を議題とします。事務局より説明願います。</p>
局長	<p>協議事項第1号「投票日当日における選挙管理委員の待機場所について」投票日当日における選挙管理委員の待機場所を次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投票日当日に開催する委員会の後には、開票事務の参集時間まで自宅待機とする。ただし、投票時間中に参集する必要が生じたときには、直ぐに参集する。 2 これに併せて、投票日当日に実施していた選挙管理委員の投票所の巡回を廃止する。

発言者	発言要旨
	<p>令和3年10月11日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について説明いたします。</p> <p>これまで委員の皆様には、各選挙につき、投票日当日の委員会開催後、開票時間まで議長室で待機していただいていたところですが、新型コロナウイルス感染症対策を契機に、委員の皆様のご待機方法等について検討を行った結果、管理執行と照らしても支障がないこと、また、これにより、委員の皆様のご負担軽減にもつながることから、議案のとおり、開票事務に参集する時間まで、今回の衆院選であれば20時になります。それまでの間、ご自宅で待機していただくことといたしました。これに併せて、当日の委員会後に行っていた各投票所の巡回を取りやめることにいたします。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、協議事項第1号「投票日当日における選挙管理委員の待機場所について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、協議事項第1号「投票日当日における選挙管理委員の待機場所について」を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。</p>
周郷委員長	事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。
局長	<p>報告・連絡事項</p> <p>○八千代市長選挙の審査申立てに係る裁決について</p>

発言者	発言要旨
	○次回の委員会の開催日程について
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第18回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。